

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2999号)

令和5年6月29日

横 情 審 答 申 第 2999 号
令 和 5 年 6 月 29 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年8月10日都交第515号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「2. 事故報告書を、ドコモ社から横浜市に提供するにあたり、報告すべき事故の基準等を定めた契約等に類するもの、ないしはメール等が含まれるがこれらに限定されない行政文書等全て。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「2. 事故報告書を、ドコモ社から横浜市に提供するにあたり、報告すべき事故の基準等を定めた契約等に類するもの、ないしはメール等が含まれるがこれらに限定されない行政文書等全て。」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年6月18日付で行った「2. 事故報告書を、ドコモ社から横浜市に提供するにあたり、報告すべき事故の基準等を定めた契約等に類するもの、ないしはメール等が含まれるがこれらに限定されない行政文書等全て。」（以下「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）並びに「横浜都心部コミュニティサイクル事業 事業計画書（2020/4改定）」（以下「本件事業計画書」という。）及び「（1）横浜市コミュニティサイクル事業に関する基本協定書 （2）横浜市コミュニティサイクル事業に関する令和3年度協定書」の一部開示決定のうち、本件処分の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 審査請求人が開示を求めている行政文書は、横浜都心部コミュニティサイクル事業（以下「本件事業」という。）の事業者である株式会社ドコモ・バイクシェア（以下「本件法人」という。）が、横浜市に対して提出する事故状況報告書の報告すべき事故の基準に係るものであると解した。
- (2) 本件事業計画書では、本件事業で使用する自転車（ベイバイク）に係る事故及びトラブル（以下「事故等」という。）が発生した際は、本件法人から都市整備局都市交通部都市交通課（以下「都市交通課」という。）へ即時に連絡すること

としており、実施機関では、これに基づき事故状況報告書の提出を受けている。

しかし、その提供に当たり報告すべき事故等の基準は設けていないことから、実施機関では、当該基準を定めた行政文書を作成しておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関が、令和3年6月18日付都交第324号により審査請求人に対してした一連の決定のうち、本件処分に対してのみ審査請求する。
- (2) 本件処分を取り消し、責任感を持って本件審査請求文書を再度検索して開示するよう求める。
- (3) 再三指摘しているとおり、実施機関は、市民による情報公開請求に真摯に向き合わず粗雑に処理を行っている。非開示とされた情報が別の開示文書では開示されるなど、実施機関の判断基準や事務処理には、以前より明らかな瑕疵がある。
- (4) 実施機関は、鉛筆書きによる支払い票を交付するなど、行政職員たる基本的知識を有していない。審査請求人は、瑕疵ある事務処理を叱責するために当該交付に係る職員を特定しようとしたが、別職員が虚言を弄して特定を阻むなどした。

これらは、本件処分における実施機関による事務処理に対する信頼を失墜させ、かつ行政職員に対する審査請求人の信頼を失わせた。本件処分においても、実施機関において情報の秘匿や糊塗が為されたと疑わざるを得ない。

- (5) また、横浜市及び一般事業者間による共同事業において、事故発生時の報告基準等を事前に定めのないような粗雑な契約は想定し難い。
- (6) 本件事業計画書では、事故等に係る報告について除外基準を定めていないから、その全件が報告されるはずである。しかし、審査請求人が別途事故状況報告書全件を開示請求したところ、バイクの整備不良による審査請求人の事故についての事故状況報告書が存在しなかった。都市交通課は、本件事業計画書の定めのとおり事故状況報告書を受領していないことから、本件事業計画書の定めを超える提出基準が定められていると想定せざるを得ない。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基

づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 本件事業について

本件事業は、都心部活性化、観光振興及び低炭素化に寄与する取組として、横浜都心部（みなとみらい地区及び関内地区を基本として、中区、西区、南区及び神奈川区の一部地域）において実施している事業である。

本件事業は、実施主体である横浜市が運営主体となる事業者と協定を締結し、協働して実施することとしている。そこで、横浜市は、公募型プロポーザル提案方式により選定した株式会社NTTドコモと平成26年2月に「横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する基本協定書」を締結し、同年4月から本件事業を開始している。なお、平成27年4月からは、株式会社NTTドコモから契約上の地位の譲渡等を受けた本件法人が運営主体となっている。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、本件事業に係る事故状況報告書を本件法人が提出するに当たり、報告すべき事故の基準等を定めた行政文書であると解される。

(4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書を作成しておらず、保有もしていないと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件事業に係る事故等の対応は運営主体である本件法人が担うが、横浜市は実施主体として事業統括の役割を担うことから、事故等の状況を把握しておく必要がある。本件事業計画書において、事故等が発生した際は本件法人から都市交通課へ即時に連絡することとしたのは、このためである。もっとも、本件事業計画書には、当該連絡の方法やどのような事故等を連絡の対象にするかは記載していない。

(イ) 当該連絡は、通常は、発生した事故等に係る情報がまとまり次第速やかに、事故状況報告書で受けることとしている。また、緊急性がある場合などは、本件法人の判断で、電話、メール、打合わせ等で受けることもある。連絡をこのような方法で行うことは、都市交通課と本件法人との間で、本件事業を協働で実施するためのやり取りを日常的に重ねる中で確認してきたものであ

り、明文化した行政文書は作成も取得もしておらず、保有していない。

(ウ) 報告をすべき事故等とは、交通事故及び利用者の負傷やバイクの破損等で本件法人が横浜市に報告すべきと判断した問題を指しているが、これも日常的なやり取りを通じて確認してきたものであり、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していない。本件法人と実施機関とでは、適宜情報共有をしつつ共同事業を進めており、本件審査請求文書が存在しないことで特段の不都合はない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 当審査会が本件事業計画書を確認したところ、事故等に係る初期対応は本件法人の運営スタッフが行う旨や「株式会社ドコモ・バイクシェアより、横浜市都市整備局都市交通課・・・へ即時に連絡する」との記載があったが、具体的な連絡の方法や当該方法を別に定める旨の記載は認められなかった。

(イ) 実施機関によれば、連絡の方法や報告すべき事故の基準等を定めた行政文書は作成も取得もしておらず、保有していないとのことであり、これにより特段の不都合はないとのことである。

この点、本件事業は、かなりの規模で行われており、実施機関も本件法人も、複数の担当者が関与しているであろうことを踏まえると、明確な基準なしに運営することで不都合が生じないのかに疑問がないではない。しかし、本件審査請求文書の存在を推認させる事情もなく、実施機関の説明が不合理とまではいえない。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 8 月 10 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 9 月 16 日 (第273回第三部会) 令和 3 年 9 月 22 日 (第405回第二部会) 令和 3 年 9 月 28 日 (第353回第一部会)	・ 諮問の報告
令和 3 年 10 月 8 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 5 年 3 月 6 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令和 5 年 3 月 8 日 (第433回第二部会)	・ 審議
令和 5 年 4 月 12 日 (第435回第二部会)	・ 審議
令和 5 年 4 月 26 日 (第436回第二部会)	・ 審議